

## 誰もが安心して利用できるタクシー車両導入支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、誰もが安心して利用できるタクシー車両導入支援補助金の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、タクシー事業者が、UDタクシー車両又は車椅子用スロープ等を備えた一般車両を導入する際の経費の一部を助成することにより、障がい者や高齢者、妊婦や国内外からの旅行者など、誰もが安心して利用できる公共交通の普及の促進を目的に交付するものとする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) タクシー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。

#### (2) UDタクシー車両

標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付国自旅第192号。以下、「UD認定要領」という。）に基づく認定を受けたUDタクシー車両をいう。

#### (3) 車椅子用スロープ等を備えた一般車両

UD認定要領に基づく認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両をいう。

### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 本補助金とは別に同種の補助金等を受け、又は受ける予定となっている事業については経費から交付され、又は交付される予定の補助金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費については、県内の中小企業者等が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課長が別に定める時期までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

（2）交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更

（3）本補助金の中止及び廃止

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の支払い）

第9条 知事は、規則第18条第1項の通知の後、速やかに補助事業者に対して補助金を支払うもの

とする。

(財産の処分制限)

第 10 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、UD タクシー車両及び車椅子用スロープ等を備えた一般車両（取得価格が 50 万円未満を除く。）とする。

3 第 6 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(雑則)

第 11 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 13 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

別表（第4条関係）

1	補助事業	誰もが安心して利用できるタクシー車両導入支援事業
2	補助対象者	県内タクシー事業者
3	補助対象経費	次の各号に掲げる条件を全て満たしたUDタクシー車両又は車椅子用スロープ等を備えた一般車両の車両本体の購入に要する経費 (1) 鳥取県内に使用の本拠を置く車両であること (2) 過去に本補助金の交付を受けたことがない車両であること (3) 国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、本補助金の交付を決定した会計年度の3月15日までに、新規登録（登録抹消した自動車の再登録を除く。）する車両であること
4	補助率	1/2以内（補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
5	限度額	国補助金の交付を受けていない車両 車両1台あたり15万円
	国補助金の交付を受けている車両	車両1台あたり10万円
6	補助対象期間	交付決定の日から補助金の交付を受けようとする会計年度の3月15日まで

※国補助金とは、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計97号他）及びその他国が実施する同様の補助金交付要綱に基づく補助金を指す。